

(電子メール施行)
水大第 1005 号
令和 3 年 4 月 2 日

各市町環境保全担当課長 様

兵庫県農政環境部環境管理局水大気課長

行政手続における押印の廃止のための関係規則の整備に関する規則の施行
について (通知)

環境保全行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、県の行政手続に関する押印廃止の基本方針を踏まえ、行政手続における押印の廃止のための関係規則の整備に関する規則（兵庫県規則第 10 号。以下「改正規則」という。）が令和 3 年 3 月 31 日に公布されましたので、水大気課所管の関係規則について下記のとおりお知らせします。

記

1 改正の内容

- (1) 環境の保全と創造に関する条例施行規則の様式（別添参照）で、事業者等に対して押印を求めている手続の押印箇所を削除する。
- (2) 押印に代わる本人確認手段の担保を図るため、様式に電子メールアドレス欄を追加する。

2 施行日

令和 3 年 4 月 1 日

3 経過措置

改正規則の施行の際現に存する、旧規則に定める様式による用紙は、合理的に必要と認められる範囲で、当分の間、これを取り繕って使用することができることとしたこと。

4 留意事項

電子メールアドレスを保有されていない事業者も想定されることから、電子メールアドレスの記載がない場合であっても、申請書等に不備があるものとして取り扱うことなく受理すること。

<連絡先>

兵庫県農政環境部環境管理局水大気課
大気班 担当：山本、長谷川（内線 3369）
水質班 担当：大角（内線 3390）
TEL:078-341-7711

(別添)

「環境の保全と創造に関する条例施行規則」の改正様式一覧

No	該当様式	関係条文		内容
1	様式第1号	条例第36条第2項	規則第2条第2項	工場等設置許可申請書
2	様式第2号	条例第38条第1項	規則第4条	工場等設置届
3	様式第3号	条例第39条第1項	規則第5条第1項	工場等変更許可申請書
4	様式第4号	条例第40条第1項	規則第6条	工事完了届
5	様式第5号	条例第41条	規則第7条	氏名等変更届
		条例第47条第1項	規則第11条	
		条例第47条第2項	規則第11条	
6	様式第6号	条例第41条	規則第7条	使用等廃止届
		条例第47条第1項	規則第11条	
		条例第47条第2項	規則第11条	
7	様式第7号	条例第42条第3項	規則第8条	承継届
		条例第43条第4項	規則第8条	
8	様式第8号	条例第43条第1項	規則第9条第1項	特定施設等設置等届
		条例第43条第2項	規則第9条第1項	
9	様式第9号	条例第44条	規則第10条第1項	特定施設等変更届
10	様式第10号	条例第49条第2項	規則第12条第2項	施設管理者設置(変更)届
11	様式第11号	条例第51条第2項	規則第13条第1項	緊急時におけるばい煙量減少措置計画届
12	様式第12号	条例第52条第2項	規則第14条第1項	事故届
13	様式第13号	条例第52条第3項	規則第14条第3項	事故復旧工事完了届
14	様式第14号	条例第57条第1項	規則第15条第1項	特定工作物解体等工事実施届
		条例第57条第2項	規則第15条第1項	
15	様式第15号	条例第59条第1項	規則第16条第1項	特定建設作業実施届
		条例第59条第2項	規則第16条第1項	
16	様式第35号	条例第151条第1項	規則第48条第2項	測定結果報告書

※ 条例：環境の保全と創造に関する条例、規則：環境の保全と創造に関する条例施行規則